

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十一年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年四月十五日第八二―二一四号

平成二十一年六月十七日第八二―二一四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年六月十九日第七一八九号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字唐古三七三番地ノ一及び三七三番地ノ二並びに天理市庵治町三六〇番地ノ二、三六〇番地ノ四、三六〇番地ノ五、八四九番地ノ一、八四九番地ノ二及び八四九番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉野郡吉野町上市六〇番地ノ二

株式会社榭谷 代表取締役 榭谷征佑

橿原市飯高町字柳辻二四六番地ノ一

株式会社ササイ 代表取締役 本岡健一郎

一 許可番号

平成二十年九月十一日第八二―一〇五号

平成二十一年一月六日第八二―一〇五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年六月十九日第七一九〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年六月十九日第四四五七号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市北郡山町五二八番地ノ二、五二八番地ノ六二、五二八番地ノ六三、五二八番地ノ六四、五二八番地ノ六五、五二八番地ノ六六、五二八番地ノ六七、五二八番

地ノ六八、五二八番地ノ六九及び五二八番地ノ七〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町五一九番地ノ九

株式会社新日本ハウス 代表取締役 梅原孝博

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市北郡山町五二八番地ノ二及び五二八番地ノ六九

下水道 大和郡山市北郡山町五二八番地ノ二の一部